

令和4年 網走市議会  
文教民生委員会 会議録  
令和4年2月21日(月曜日)

○日時 令和4年2月21日 午後3時51分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和3年度網走市一般会計補正  
予算中、所管分

学校教育課次長 小路谷 勝 巳  
学校教育課長 小 松 広 典  
学校教育課参事 高 橋 善 彦  
社会教育課長 岩 尾 弘 敏

○出席委員(5名)

委 員 長 松 浦 敏 司  
副 委 員 長 近 藤 憲 治  
委 員 石 垣 直 樹  
金 兵 智 則  
澤 谷 淳 子

○欠席委員(1名) 工 藤 英 治

○議 長 井 戸 達 也

○委員外議員(0名)

○傍聴議員(5名)

小田部 照  
立 崎 聡 一  
永 本 浩 子  
古 田 純 也  
村 椿 敏 章

○説明者

副 市 長 後 藤 利 博  
市民環境部長 武 田 浩 一  
健康福祉部長 桶 屋 盛 樹  
財 政 課 長 古 田 孝 仁  
デジタル化推進室参事 山 縣 叔 彦  
市民活動推進課長 湯 浅 崇  
戸籍保険課長 渡 邊 眞知子  
健康推進課長 今 野 多賀子  
子育て支援課長 高 畑 公 朋  
子育て支援課参事 小 沼 麻 紀

教 育 長 岩 永 雅 浩  
学校教育課長 田 口 徹  
社会教育課長 吉 村 学

○事務局職員

事 務 局 長 林 幸 一  
次 長 石 井 公 晶  
総務議事係長 法 師 人 絵 理  
総務議事係主査 寺 尾 昌 樹

午後3時51分開会

○松浦敏司委員長 ただいまから、文教民生委員会  
を開会いたします。

初めに、工藤英治委員より欠席の届出がありました  
のでお知らせいたします。

本日の委員会ですが、付託されました議案1件に  
ついて審査いたします。

進行であります。初めに、議案第1号中、市民  
環境部、健康福祉部関係の審査を行います。

その後、理事者の入替えを行い、議案第1号中、  
学校教育課、社会教育課関係の審査を行います。

それでは、議案第1号令和3年度網走市一般会計  
補正予算中、コミュニティセンターオンライン予約  
事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連していますので、併  
せて説明を求めます。

○湯浅崇市民活動推進課長 議案資料47ページを御  
覧願います。

令和3年度一般会計補正予算中、市民活動費、コ  
ミュニティセンターオンライン予約事業、歳入歳出  
予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いた  
します。

初めに、1、補正の理由及び内容ですが、国の交  
付金を活用し、オンラインにより、コミュニティセ  
ンター、住民センターの利用予約ができるシステム  
を導入するため補正を行うもので、事業の完了が年  
度内に見込めないことから、補正額を翌年度に繰越  
明許費として設定するものであります。

内容につきましては、システム導入費用としての  
委託料87万6,000円、システムサービスの使用料54

万8,000円の、合計142万4,000円を補正するものであります。

次に、2、補正額ですが、(1)歳出予算は、大事業にデジタル化推進事業、中事業にコミュニティセンターオンライン予約事業を新たに追加し、補正に係る財源につきましては、事業費の2分の1を国庫補助金を充て、残りの2分の1を一般財源にて対応するものであります。

また、(2)の歳入予算につきましては、事業費の2分の1に当たる71万2,000円を、国庫補助金であるデジタル田園都市国家構想推進交付金を予定しております。

3、繰越明許費の内訳につきましては記載のとおり、全額、翌年度へ繰越す予定としております。

説明は以上です。

**○松浦敏司委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○石垣直樹委員** オンラインでの施設の利用予約ができるということですが、具体的にどのようなシステムになるのか、例えばそのウェブサイトから申し込みをするであるとか、その辺を詳しく教えてください。

**○湯浅崇市民活動推進課長** 携帯、スマートフォンですとか、自宅でのパソコンを活用して、まずIDを取得していただいて、IDによりログインしていただいて、ネット上で予約または部屋の空き状況等が確認できるというシステムとなります。

**○石垣直樹委員** わかりました。

それを導入するに当たって、既存の電話で予約等は、行わないのか、行うのか教えてください。

**○湯浅崇市民活動推進課長** 電話での予約も並行して行いたいとは考えております。

IDを取得するということが市民サービスを向上したいと考えておりますが、まだそれに不慣れな市民の方も一定程度いらっしゃると思いますので、並行した予約システムとしたいと考えております。

**○石垣直樹委員** わかりました。

以上です。

**○松浦敏司委員長** ほかに。

**○金兵智則委員** まずですね、システム使用料54万8,000円、これは令和4年度分なのだというふうに思いますけれども、これが今後毎年かかっていくという形で、87万6,000円は導入にかかるので今年度というか、この予算限りという考えでよかったのかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

**○湯浅崇市民活動推進課長** 今回計上しております、54万8,000円につきましては、10月から3月までのシステム使用料ということで計上しております。

4月から9月については、システムの導入及び研修事業等を実施して、10月下旬からの導入を考えているため、6か月分の使用料として計上しております。

また、使用料につきましては、今後継続して計上していく予定であります。

**○金兵智則委員** そうしたら6か月分ということで、令和5年度になれば、これが単純に倍になるという考えでいいのかなというふうに思います。

今、課長のほうからスケジュール的には、10月から使用ができるようになるということでした。

このIDを取得というのですけれども、いま一つ、イメージが僕には沸かないのですけれども、これは各コミセンごとに必要なのですかね。

オンライン予約システムというものを、使うのにIDが必要だということで、例えば、今後、この後ですけれども、エコセンが出てきたり、総務のほうで、どこでしたっけ、ソレイユでしたっけ、あの辺も出てきたと思うのですけれども、それにも使えるIDなのですか。

**○湯浅崇市民活動推進課長** 委員御指摘のとおりですね、全施設共通のIDで予約ができるというシステムでございます。

**○金兵智則委員** わかりました。

ただ、電話も併用するというになれば、電話で受けた予約については、各コミュニティセンター運営委員会の方々がやっていたかかないと見えませんよね。

このオンラインの中に入れてもらわないといけないという形になると。

その研修ということが先ほど多分ちらっと答弁の中にあつたのかなというふうに思いますけれども、なかなかちょっと不得手な年代の方も多いため、ここで実際始まったらちょっとトラブルがあつたなんていうことが、起こり得るのはそういうところなのだろうというふうに思いますけれども、その辺の研修についてどのようにお考えなのか、お伺いしたいというふうに思います。

**○湯浅崇市民活動推進課長** 一応研修につきましては、予定としまして8月を研修期間として予定して、システムの構築を図りたいと考えております。

て、高齢者の管理人も多くいることからですね、事業者、導入する会社を呼んでですね、詳しくサポートしながら研修を行いたいと。

また、市民活動推進課でもですね、職員がある程度システムの予約方法等、習得した上でですね、コミセン等のアフターケアをしたいと考えております。

また、導入システムにつきましては、全道多くの市町村で導入しているシステムを予定しております、比較的、操作等が簡単だというふうに伺っているところです。

**○金兵智則委員** 先ほども言いましたけれども、そこが一番トラブルになりやすいのかなと。

電話で受けたものが登録されていなかったという、空いていると思ったらダブルブッキングだったというのが、ちょっと一番あり得るトラブルなのかなというふうに思いますので、その辺をしっかりと対応していただきたいというふうに思いますけれども、これ、コミュニティセンターオンライン予約事業ですから、網走にあるコミュニティセンターが対象ということでいいのですかね。

**○湯浅崇市民活動推進課長** 市内のコミュニティセンター6つとですね、2つの住民センター合わせて8施設58部屋に導入したいと考えております。

**○金兵智則委員** わかりました。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので次に移ります。

続いて、議案第1号中、窓口業務支援システム整備事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連していますので、併せて説明を求めます。

**○渡邊眞智子戸籍保険課長** 議案資料48ページ及び別紙資料1号、窓口業務支援システムを御覧ください。

令和3年度一般会計補正予算のうち、戸籍住民基本台帳費、窓口業務支援システム整備事業の歳入歳出予算の補正と、繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、国の交付金を活用し、来庁者の申請手続等の簡略化及び事務の負担軽減を図る、窓口業務支援システムを導入するための経費を追加補正するもので、窓口業務支援システムであります、3つの機能を合わせ持ったシステムの導入を検討しております。

各種諸手続をされる方、資料1号の図では、大きく4つの手続に分類しておりますが、これらの手続をされる方は、窓口に来庁されると、まず記載台で住民異動届や申請書を記載していただいておりますが、本人確認書類などを持参し、職員のヒアリングに答えていただくだけで、職員が書類を作成するようになります。

来庁者は作成された書類を確認し、署名をする。

一部、自動印字できない内容については、追加で記載が必要となりますが、これまでと比べて格段に書類を記載する時間と手間を省くことができます。

また、職員が届出時のヒアリング項目をシステムで確認し、ほかの課での手続書類や一覧も同時に策定することができるため、手続漏れのリスクを軽減することができます。

担当課での手続は引き続き必要となりますが、手続のスタートとなる窓口で、書類一式と手続一覧を作成することによって、書かせない、迷わせない窓口を実現してまいりたいと考えております。

さらに、新しいサービスとして、窓口での手続前に、公式ホームページや内容を通して画面に表示される内容に沿って情報の入力を行うことで、住所変更の手続に利用できる二次元コードや、手続に必要な持ち物、担当課の情報などを事前に取得することが可能となります。

費用の内訳につきましては資料に記載のとおりで、合計で2,330万円となります。

財源につきましては、2、補正額、(1)歳出予算に記載のとおりで、事業費の2分の1に当たる1,165万円が国庫補助金となります。

なお、本事業につきましては、年度内での完了が見込めないことにより、翌年度に全額を繰越しするものであります。

以上で説明を終わります。

**○松浦敏司委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○金兵智則委員** それこそ隣の北見ですね、書かせない窓口ということで大変評判がいいと聞いておりますけれども、それに近づくのか、同じものなのかあれですけども、そういうことを目指されているのだなということで理解をしたいと思っておりますけれども、さっきもお伺いしましたけれども、スケジュールといつからどう始まっていくのかと、利用料が、これ毎年かかっていくものなのかどうなのかというところをお伺いしたいというふうに思います。

○渡邊眞智子戸籍保険課長 システムの導入なのですが、実際に稼働するのは、繁忙期の前になりました。年が明けてですね、令和5年の2月頃を想定しております。

システムの利用料につきましては、システムの保守委託料と利用料とが掛かかって、年間196万7,000円程度を予定しております。

○金兵智則委員 年間の使用料と保守メンテナンス料が、令和5年度からかかると、今年度は導入なので、その保守メンテナンス料というのはないのですけれども、2年からですね、2か月分になるのかな、というのが計上されているという理解でよかったですかね。

○渡邊眞智子戸籍保険課長 委員お見込みのとおり、2か月分が令和4年度の予算で、今回の補正予算に組み込まれております。

○金兵智則委員 わかりました。

○松浦敏司委員長 ほかにございませんか。

○澤谷淳子委員 今の御説明に、申請書などをこちらの市役所に来ていただいた人に書かせるのではなくて、こちらで書いて、たしかこの間の説明で、その転入届とか、OCRで読み込みして、それを作成することなのですけれども、これね、業務委託料で、このOCRの読み込みをした、そのOCRの読み込みしたそのものって、また市役所に戻ってくるのでしょうか。

それとも業者で、依頼した委託先で破棄してくれるのでしょうか。それはどうなのでしょう。

本当に個人情報なので。

○渡邊眞智子戸籍保険課長 OCRで読み込みしましたデータは、当市のデータとして保管されることになりますので、委託業者のほうに渡すことはございません。

○澤谷淳子委員 紙ベース自体が戻ってこないのですね。

入力が終わったら、OCRで読み込んだ紙自体は、書いた、手書きした紙自体はどうなりますか。

○渡邊眞智子戸籍保険課長 手書き自体はそもそもないのですけれども、転出証明書というのは、前の住所地でもらってくるものなのですよ。

それをこちらに提出いただいて、それを読み込んで、提出いただいた書類もこちらのほうで保管することになります。

○澤谷淳子委員 わかりました。

○松浦敏司委員長 ほかにございませんか。

ないようですので……ありますか。

○石垣直樹委員 ここでちょっと伺っているのかどうか、ちょっと疑問なのですけれども、業務支援システムということで、業務が随分楽になるプラス市民にとっても、簡易的な手続で申請ができるというふうになると思うのですけれども、どの程度業務支援がかなうのか。例えばですね、こういったシステムを導入することで行き着く先は、人員が必要なくなってくるというのが最終的なところになっていくと思うのですけれども、今回のこの業務支援システムを導入することで、どの程度、通常業務が担当課にとって楽になるのかお示してください。

○渡邊眞智子戸籍保険課長 導入してすぐにですね、人員を削減できるかというところ、そこはちょっとまだ実際に運用してみないとはっきりと出てこないところではあります。窓口で来庁者の方が、まず相当な時間、事務手続にかかる時間は削減できるというふうに考えております。

職員にとっても、時間の削減というよりもですね、ヒアリング項目がシステムで提示されるものになりますので、それに沿って来庁者にお話を伺っていくことで、手続漏れをなくすということで、これまで経験によって職員の対応にちょっとばらつきがあった部分を減らしていけるというふうに考えています。

○石垣直樹委員 わかりました。

経験による、そういった部分の業務支援だということを理解いたしました。

私からは以上です。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、続きまして、議案第1号中、子育て世帯支援金給付事業について説明を求めます。

○小沼麻紀子育て支援課参事 議案資料49ページを御覧願います。

令和3年度一般会計児童福祉費、子育て世帯支援金給付事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、国の子育て世帯への臨時特別給付金が支給対象外になった世帯を対象とした、支援金の給付に係る経費を追加するものであり、金額は事務費経費10万円と、支援金5,000万円の合計で5,010万円となり

ます。

本事業につきましては、所得超過により国の臨時特別給付金が支給対象外となった世帯における高校生までの児童を支給対象としており、臨時特別給付金と同額の児童1人当たり10万円を支給するものであります。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1) 歳出予算に記載のとおりとなり、財源内訳は国庫補助金4,000万円、一般財源1,010万円となります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2) 歳入予算に記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 これ、500人分ということだと思いますけれども、これは所得制限がかかっていた人が500人いるという理解でいいのですか。

○小沼麻紀子育て支援課参事 おっしゃるとおりでございます。

○金兵智則委員 以前、ちょっとお伺いしましたけれども、離婚のひとり親の話で、国のほうで支給するというので、ホームページにも網走市、17日だったかな、載っていたと思うのですけれども、あれはどこの経費でやるのですかね。

○小沼麻紀子育て支援課参事 そちらのほうは、国の子育て世帯への臨時特別給付金のほうの予算のほうで一緒にということで、国も示されていますので、そちらで対処することになりますので、こちらの支援金のほうではございません。

○金兵智則委員 わかりました。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、それでは続いて、議案第1号中、24時間健康相談事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、併せて説明を求めます。

○今野多賀子健康推進課長 議案資料50ページを御覧願います。

令和3年度一般会計保健衛生総務費、24時間健康相談事業の歳入歳出予算の補正と、繰越明許費の設定につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。国の新型

コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、チャットボットを活用した24時間健康相談事業を実施するための経費を追加するものであり、金額は委託料44万円となります。

24時間健康相談事業につきましては、平成25年5月から電話による相談事業として実施してまいりましたが、今回、より身近にかつ簡便に活用することができるよう、パソコンやスマートフォンに対応した、チャットボット機能を新たに追加するものであります。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1) 歳出予算に記載のとおりとなり、財源内訳は国庫補助金30万円、一般財源14万円となります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2) 歳入予算に記載のとおりとなります。

なお、年度内での事業の完了が見込めないことから、今回、補正額44万円の全額を翌年に繰越すものであります。

以上で説明を終わります。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 これ、スケジュール的には、このチャットボットがスタートできるのはいつからになるのですか。

○今野多賀子健康推進課長 今年の4月からの予定です。

○金兵智則委員 令和4年4月、新年度が始まったら使えるということになるのですかね。

それで、そうしたら44万円が1年分の委託料、今後毎年この金額がかかっていくという考え方でよかったですか。

○今野多賀子健康推進課長 毎年チャットボット分、44万円かかることとなります。

○金兵智則委員 ちょっと事業の概要がよく、僕は理解できてないのですけれども、今までの電話相談も24時間ですよ。

電話相談事業もあって、これもあるということですかね。

○今野多賀子健康推進課長 既存の電話相談事業も継続しつつ、スマホですとかパソコンで、電話を使わなくても気軽に聞けるということで、チャットボット機能も同時にというか、追加で使えるものであります。

○金兵智則委員 そうしたら、これは健康相談事業ですから、ちょっと調子が悪いのですということ、多分今まで電話でやっていたと思うのですけれども、その症状を言うとLINEなのか、どのなかちちょっとわからないですけれども、それは病院に行ってくださいとか、それは家で休んでくださいとかというのが返ってくるということなのですかね。

○今野多賀子健康推進課長 URLですとか、QRコードからページが立ち上がるのですけれども、そこにフリーワードですとか、項目からたどっていくとかというのがあるらしいのですが、例えば、さっきおっしゃったどういうところが調子が悪いかというのをに入れていただくと、今までの健康相談での200万件ほどの事例からAIで回答してくれるというふうに聞いております。

ただ、AIで回答できないものにつきましては、電話番号が表示されまして、こちらの電話相談を御利用くださいというふうになると聞いております。

○金兵智則委員 何となくわかりました。

例えばLINEで、頭のここがこう痛いのですよではなくて、読み込むとページに行って、例えばどこが痛いですか、部位を選びます、どんなふうに痛いですか、部位を選びますみたいな感じでやっていると、最終的な判断をしてくれるというイメージでいいということですね。

○今野多賀子健康推進課長 はい。そうだと思います。

○金兵智則委員 物は見ているというか……あれなのですよね、そういうものかというのは、確認をされた上で上がってきているのですよね。聞いた話とかではないですよね。

○今野多賀子健康推進課長 トライアル画面のページがありまして、お試し画面を実際私もやってみたのですけれども、委員おっしゃるとおりの、項目を選んでいって、最終的に回答が出るという画面でありました。

○金兵智則委員 わかりました。

それも今後は使えるようになるかと。

それをやろうということは、そのスマホですとか、パソコンですとかに慣れた世代の方がメインになってくるのかなと。

今高齢者でも、スマホは使っていますけれども、よりそこにぱっとすぐ行けるのって、そういう世代の方なのかなと思うのですけれども、24時間健康相談、電話の事業の大体の年代というのは、多分押さ

えた上で、これをやろうということになったということでもよろしいですか。

○今野多賀子健康推進課長 そうですね、相談者の年代も、30代、40代、50代が多くなっておりますが、電話ではなかなか億劫に感じるといいますか、会話なしで聞けるように、簡単に聞けるともって不安の解消につながったり、コンビニ受診の抑制につながるというふうに考えまして導入を決めました。

○金兵智則委員 わかりました。

4月からすぐ使えるという、すぐというか新年度になれば始まるということですので、そしたら、URLですか、QRコード、URLコード、わかりませんけれども、あれがもう今度の網走市から出る広報、今まで広報って、電話番号が一番後ろのページに載っていましたよね。

それも、今後は、一応継続はしていく、今度新たなシステムが始まっても、それが載るような形になるという理解でよかったですか。

○今野多賀子健康推進課長 既存の電話番号とQRコードもしくはURLが載る形にする予定でいます。

○金兵智則委員 今まで電話だと、誰にでも目に触れるような場所には、公開にしないという形がメインだったと思うのですけれども、今後このチャットボットが使えるような形、パソコンでやれるような形については、オープンにしてもいいと思うのですけれども、そういう考え方でよかったですか。

○今野多賀子健康推進課長 市民限定でありますので、同じような広報の方法になるかと思えます。

○金兵智則委員 わかりました。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、続きまして、議案第1号中、新型コロナウイルス感染症検査事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連していますので、併せて説明を求めます。

○今野多賀子健康推進課長 議案資料51ページを御覧願います。

令和3年度一般会計健康管理費、新型コロナウイルス感染症検査事業の歳入歳出予算の補正と、繰越明許費の設定につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルスの感染が心配な市民等を

対象に、抗原検査を行うための経費を追加するものであり、金額は需用費164万9,000円、役務費19万1,000円、委託料2,816万円の合計で3,000万円となります。

内容につきましては、感染状況を踏まえた抗原定量検査の利用実施や学校で感染が判明した場合のスクリーニングにより検査数が増加しているため、事業継続に必要となる経費のほか、抗原定量検査の迅速な対応が難しい場合を想定し、抗原定性検査キット購入に伴う経費を追加するものであります。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1) 歳出予算に記載のとおりとなり、財源内訳は国庫補助金2,400万円、一般財源600万円となります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2) 歳入予算に記載のとおりとなります。

なお、年度内での事業の完了が見込めないことから、補正後の額5,116万8,000円のうち、4,584万円を翌年度に繰り越すものであります。

以上で説明を終わります。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○澤谷淳子委員 抗原定性キットの購入になると思うのですが、今現在は足りているとは思いますが、これキットを購入して、どれぐらいで納入になるというのはわかっているのでしょうか。

○今野多賀子健康推進課長 今報道等にもありますように、結構キットが不足しているということで、うちのほうも問い合わせたところ、1か月以上はかかるというふうに伺っております。

○澤谷淳子委員 それでは、一応今現在は、今までのあるもので足りてはいるという状況ですか。

○今野多賀子健康推進課長 現在のところ足りております。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

○金兵智則委員 一点だけ教えていただきたいのですが、今回、補正で3,000万円補正されたのですが、繰越明許が4,500万円になって、4,584万円になっているのですが、これ、何の分とか、どうしてこのような形になるのですか。

○今野多賀子健康推進課長 既存の予算と、今回の補正分と合わせて繰り越すということになります。

○金兵智則委員 そういうことなのだと思うのです

けれども、その既存の予算が年度内に使われないからというのか、使用しないから翌年度に繰り越すのだと思うのですが、多分、何の分、何の分という、補正前の額の2,116万8,000円ですか、この中にもあったと思うのですが、何か、その年度にまたがらざるを得ない理由みたいのはあるということなのですかね。

○松浦敏司委員長 休憩しますか。

暫時休憩します。

午後4時26分休憩

午後4時32分再開

○松浦敏司委員長 それでは再開いたします。

金兵委員の質疑の途中ですが、まず、金兵委員のほうから発言を受けます。

○金兵智則委員 ちょっとあのですね、消耗品とかがね、今不足しているとかという話もあるので、それが年度を超えるのかとかというのがあるのかなというところだったので、これ必要な事業ですので、事業としてやらなければいけないものだというふうに思いますので、その辺に関しては、また後日で構いませんので、詳細がわかり次第お知らせいただければというふうに思います。

以上です。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

○石垣直樹委員 何点か確認させてほしいのですが、現在、小学校等でスクリーニングを行う際には、検体を渡してその結果が後日電話、そしてその後をここに予算が上がっている、郵送費、通知が送られてくると思うのですが、それでよろしかったですか。

○今野多賀子健康推進課長 申込みをいただきましたら容器をお渡ししまして、唾液を取っていただきます。

検査に出しまして、結果がわかりましたら、擬陽性の場合は、電話で御連絡させていただきまして、その後の対応について説明をさせていただいています。

陰性の場合は電話しないのですが、結果を郵送させていただきます。

○石垣直樹委員 わかりました。

ありがとうございます。

問い合わせがあったのですが、心配で保健センターで定量抗原検査を行ったと。

その後、心配なので自宅に帰れないから、ホテルに泊まりましたと。連泊でホテルを予約して待つて

いますと。

恐らくそこで間違いがあったと思うのですが、保健センターで、次の日の午前中には、電話連絡で結果を知らせてくれますというふうに言われたと、本人が言っていたのですよね。

恐らくそれは、擬陽性であった場合の話だったと思うのですが、結局その方は連絡が来ないで3日後に郵送で結果が来て、ホテルから出たということがあったのですが、今の説明を聞いて、何となくスッキリしたのですが、検査された際に、結果の通知について何かプリントとかで、この場合はこうします、このときは電話します、後日郵送しますとか、口頭では言うと思うのですが、そういう書面で何か渡したりしてないのかなと思ったのですが、その辺どういうふうになっているのですか。

この消耗品費の中に入っているのかどうか教えてください。

**○今野多賀子健康推進課長** 先ほどの説明に追加をさせていただきたいのですが、小学校のスクリーニングの場合は、教育委員会のほうから電話で結果をお知らせしているという状況があります。

あと、通常どちらの検査もなのですが、病院のほうに検体を出しまして、結果は、通常であれば、検体を持ち込んだ日の夜までには判明するのですが、今はちょっと感染状況から踏まえまして、行政検査がいつぱいとかの状況がありまして、検査が遅れる場合があったりですとか、検査機器の不調がある場合もありますので、その場合はちょっと翌朝までに連絡というふうにお伝えしている部分もありました。

あと、そうですね、検体をお預かりしたときに、擬陽性の場合はお電話をしますという説明をしていたのですが、説明の紙にもその旨は書いていたと思うのですが、ちょっと伝え方が十分ではなかった面があったと思います。申し訳ありません。

**○石垣直樹委員** その方は若い方で、今回、ちゃんと説明を聞いていなかった本人にも非があるのかなと思います。わかりました。

ありがとうございます。

以上です。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、続いて議案第1号中、新型コロナウイルス感染症対策事業について説明を求めま

す。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、併せて説明を求めます。

**○今野多賀子健康推進課長** 議案資料52ページから53ページを御覧願います。

令和3年度一般会計健康管理費、新型コロナウイルス感染症対策事業の補正と、繰越明許費の設定につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染症の感染予防及び拡大防止に必要となる資機材等を購入するための経費を追加するものであり、金額は1,000万円となります。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、今後も継続した対応が必要となるため、消毒液等の消耗品購入、チラシ配布等による市民への広報、感染症対策のための備品購入に伴う経費を追加するものであります。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1) 歳出予算に記載のとおりとなり、財源内訳は国庫補助金800万円、寄附金10万円、一般財源190万円となります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2) 歳入予算に記載のとおりとなります。

なお、年度内での事業の完了が見込めないことから、補正額1,000万円のうち900万円を翌年度に繰越すものであります。

以上で説明を終わります。

**○松浦敏司委員** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○石垣直樹委員** 消毒液と市民に周知する広報チラシ、その費用、資材を購入されるということですが、ここで買われる資材は市役所本庁舎で使われるのか、それともコミセンとか様々な施設で使われるのか、どこで使うものになりますか。

**○今野多賀子健康推進課長** 以前はそれぞれの課で購入していただいていたのですが、令和3年度からまとめて健康推進課のほうで購入することになりました。あらゆる課で使われます。

**○石垣直樹委員** わかりました。

ありがとうございます。

この財源内訳の中に寄附金があるのですが、新型コロナウイルス感染症対策寄附金という項



目があるのですが、これはどういったものになるのか教えてください。

○今野多賀子健康推進課長 コロナ感染予防対策のために頂きました、2件の寄附金で合わせて10万円となります。

○石垣直樹委員 その2件はどなたでしょうか。

○今野多賀子健康推進課長 1件はチャリティーカクテルパーティーの主催者様からなのですが、もう1件は個人の方になります。

○石垣直樹委員 チャリティーカクテルパーティーの皆様と、個人の方から2件の寄附金を頂いて、資機材に使うということで、本当にありがたい話だと思います。

私からは以上です。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、市民環境部、健康福祉部関係については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

それでは、ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午後4時42分休憩

午後4時43分再開

○松浦敏司委員長 それでは再開いたします。

次に、学校教育部、社会教育部関係に入ります。

初めに、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、小学校電子黒板等整備事業、中学校電子黒板等整備事業について関連がありますので、一括して説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、併せて説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 それでは議案資料の54ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算のうち、小学校学校管理費、小学校電子黒板等整備事業の歳入、歳出予算の補正と、繰越明許費の設定について御説明申し上げます。

補正の理由につきましては、国の交付金を活用し、小学校の全ての学級に電子黒板等を整備するため、追加補正しようとするものでございます。

なお、年度内に事業の完了が見込めないため、事

業費の全額を翌年度に繰越しするものでございます。

事業の内容について御説明いたします。

当市において、GIGAスクールの推進につきましては、これまでの事業実践プラスICTの活用というふうな位置づけているところですが、双方向の事業を進める上で必要な道具として、タッチパネルの大画面を直接操作できる電子黒板を小学校104台、導入しようとするものでございます。

あわせて、他校や先進校との授業研究により、市内学校間で先進事例や授業技術の還流に資することができるよう、各校にカメラや会議用マイクも整備しようとするものでございます。

また、各教室の電源容量の増強も実施しようとするものです。

事業費につきましては、電源回路等の工事費として700万円、電子黒板等の備品購入費として5,861万4,000円、合計6,561万4,000円。

財源につきましては、歳出が2の(1)、歳入が2の(2)のとおりでございます。

次に、議案資料の58ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算のうち、中学校学校管理費、中学校電子黒板等整備事業の歳入、歳出予算の補正と、繰越明許費の設定について御説明申し上げます。

こちらも、先ほどの小学校と同様に、国の交付金を活用し、中学校の全ての学級に44台の電子黒板等を整備するため、追加補正しようとするものでございます。

事業費につきましては、電源回路等の工事費として200万円、電子黒板等の備品購入費として2,545万2,000円、合計2,745万2,000円でございます。

財源につきましては、歳出が2の(1)、歳入が2の(2)のとおりでございます。

なお、年度内に事業の完了が見込めないため、事業費の全額を翌年度に繰越ししようとするものでございます。

説明は以上です。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○石垣直樹委員 タッチパネル式の電子黒板の導入ということですが、サイズは何インチになるのですか。

○小松広典学校教育課長 今回ですね、普通教室と、特別支援教室の全学級にというふうに考えてお

りまして、普通教室については75インチ、特別支援学級の教室には65インチを導入しようとしております。

**○石垣直樹委員** この電子黒板の機能についてなのですが、75インチのタッチパネル式のテレビのようなものが教室の前にありますよと。

そこに書かれたものとかは、子供たちの配備されたクロームブックで、見るができるのですか。

**○小松広典学校教育課長** 今回、電子黒板を導入する理由なのですが、電子黒板というのは、タッチパネルを備えたディスプレイで、先生の端末を接続しまして、その端末の画面上の資料や写真などをそのまま電子黒板に大画面に映し出して、その電子黒板上で端末を操作したり、部分的に拡大して見せるような仕組みです。

そこに大画面上にペンツールや指によって、自在に文字やマークを書くこともできまして、簡単に消すこともできる機能を持っています。

導入のメリットなのですが、やはりアニメーションですとか音響を利用した教材を活用することによって、視覚に訴えた説明が可能となりまして、児童、生徒の興味や視点を引きつけることができます。

これは常に双方向というところが大事なところでして、先生と児童生徒がですね、端末の画面をそれぞれ見るのではなくて、児童生徒の目や反応を先生は見て授業ができるため、双方向のやり取りによって理解度に応じた授業ができるというのが、メリットとなります。

また、授業の効率としましては、一斉提示して誰が見ても理解できるような指示や説明をすることで、実際の説明時間も短縮できまして、児童生徒の活動にですね、より多くの時間を充てることができ、また、教材を活用することから、先生の授業効果が上がるというような、そのような導入効果というところも見据えて、導入しようとしているものです。

**○石垣直樹委員** すみません、質問が悪かったようですが、ディスプレイ、電子黒板に書かれたものが、子供たちに提供されたこのクロームブックで、こうではなくて、こう見ることができるのかどうかというのを教えてください。

**○小松広典学校教育課長** 同様に見ることができます。

**○石垣直樹委員** わかりました。

75インチということで、黒板よりは小さい中で、現在の目の悪い子は席のほうが行ったりとか、眼鏡をかけていたら後ろに行ったりとか、いろいろある中で、手元でもその電子黒板が見られるということがわかりました。

さらに質問なのですが、その黒板に表示された絵やアニメーションに先生が書き込んでいく、それを子供たちの端末に、スクリーンショットという形で保存することができるのかどうか教えてください。

**○小松広典学校教育課長** スクリーンショットであれば、保存することはできます。

**○石垣直樹委員** ありがとうございます。

自分が義務教育を受けていたときは、先生がしゃべりながら黒板に書いて、それをノートにまとめて覚えるという授業スタイルでしたが、この電子黒板を導入することで、ちょっとそのスタイルとは違う、見ることに重きを置いた、聞くことに重きを置いた授業スタイルに変わっていくのかなと思います。今までの子供たちがノートに取るという作業は、この電子黒板を入れても、引き続き行われて、今まで以上にこの学力向上に資することができる備品なのかどうか、その辺どういうふうにお考えなのかをお聞かせください。

**○小松広典学校教育課長** 冒頭申し上げたとおり、これまでの授業実践プラスICTの活用で、いいところ取りで効果的に授業のほうを進めていこうというふうな考えでおります。

ですから、板書が必要な児童生徒が、ノートの書き込みですね、必要であれば黒板を使うことができますし、また、わかりやすいアニメーション等で説明が必要な場合には、電子黒板を使ったり、そのような使い分けが今後されていくものと見ております。

**○石垣直樹委員** ありがとうございます。

いいところ取りというところで、最初のうちはいろいろ試行錯誤あるかと思いますが、子供たちのためになるような設備だと思いますので、有効に活用されることを願っております。

私からは以上です。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

**○金兵智則委員** 導入スケジュール、まずお伺いしたいなと思います。

**○小松広典学校教育課長** できれば最短で進めたいとは思っているのですが、できれば6月の議



して146万円、事業目的公衆送信補償金として15万9,000円の合計215万4,000円でございます。

財源につきましては、歳出は2の(1)、歳入は2の(2)のとおりでございます。

なお、中学校についても、年度内に事業の完了が見込めないため、事業費の全額を翌年度に繰越しするものでございます。

説明は以上でございます。

**○松浦敏司委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○金兵智則委員** ちょっとお伺いしたいのですけれども、ちょっと先ほど聞くのを忘れたというか、あれなのですけれども、電子黒板はデジタル田園都市国家構想推進交付金で、こっちは新型コロナウイルスなのですけれども、これってどう区別されているのですかね。

**○古田孝仁財政課長** デジタル田園交付金と、コロナ交付金の様々な事業に充てていますが、それがデジタルっぽいものなのに、コロナが充たっているよというようなお話かと思うのですが、今回、学校教育のほうで取り組んでいる事業というのは、当然コロナ禍を受けてですね、文科省、国のほうからですね、そういう事態になっても学びを止めないというような話の中で、GIGA構想も従前ありましたけれども、それが一段とスピードを増してですね、取り組んできたというような状況でありますので、表裏一体というのですか、コロナの対策の面もありますし、デジタルを推進するという面も当然ございます。

当市のほうといたしましては、コロナの交付金のほうは、各自治体、限度額というのですかね、この額を網走市さんに渡しますというようなことで、額がつかめると、デジタル田園のほうはですね、これから補助申請をしてですね、内示を受けていくというようなものですので、不確定要素もあるという中で、全体的な予算計上といたしましては、ちょっと入り組んでいるように見えるかもしれませんが、うちのほうとしては、この事業についてはコロナ交付金、確定した交付金を充てよう、そしてそうではないものについてはデジタル田園のほうの交付金になりますけれども、こちらを充てようということで、恣意的に選んだわけではなくて、これだからこっちというふうに選んだわけではなくて、全体の予算を構築していく中で、充てられたというようなところが実態でございます。

**○金兵智則委員** 何となくわかったような気もしますがけれども、いろいろ考えた中でこうなったのだなと、ちょっと素朴な疑問でした。

それですね、これもスケジュール感とあとデジタルドリルの使用料とか、事業目的公衆送信補償金とかというのでもあるのですけれども、この辺というのは、多分継続してかかっていくものなのかどうかについてお伺いしたいなと思います。

**○小松広典学校教育課長** まずデジタル教科書につきましては、ライセンス契約ということになりますので、4月1日には使えるように準備を進めていかなければならないというふうに考えております。

事業目的公衆送信補償金については、事務手続は、4月1日からの分は進めているのですけれども、お金については若干猶予があると、期間がありますので、こちらのほうについては、特に問題ないかなというふうに考えております。

あとは、ドリルですね、ドリルも会社によっては様々な契約スタイルがあるかと思っておりますけれども、1年間使えるような形での契約事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○金兵智則委員** そうしたら、このデジタルドリルについては、4月、新年度からは使えるというような理解でいいですか。

**○小松広典学校教育課長** 4月1日に使えるような形で、事務手続のほうを進めていきたいというふうに考えております。

**○金兵智則委員** それでこれ多分令和、繰越明許がありますので来年度の4月からの分なのかなと思っておりますけれども、教科書も毎年あれしなければいけないのかどうかかわからないのですけれども、これ、令和5年度、毎年お金がかかるのはどれですか。

**○小松広典学校教育課長** 指導者用のデジタル教科書、それから事業目的公衆送信補償金、全てですね、デジタルドリルについても毎年費用がかかるものでございます。

**○金兵智則委員** そうしたら、これ1年分でデジタル教科書も、教科書が変わらなくても、来年度は来年度でまた、1年間しかデータのなものですから、1年間の使用というふうに区切られれば使えなくなってしまうものなのですね。

普通のペーパーの教科書だったら手元に残りますけれども、データだから毎年払っていかねばいけないという理解なのですね。

**○小松広典学校教育課長** そのとおりでございます。

す。

**○金兵智則委員** デジタルのいい面なのか、悪い面なのか、物としてあったら1回買ったならもうかからないのになあとと思いますけれども、致し方ないですよ、子供たちのためですから。

それですね、さきの電子黒板のお話もありましたけれども、これによってですね、来年度以降、来年度からですね、始まるのですけれども、どんなことができるようになって、どんなことを来年度は、これを使ってやっていこうと思っているのか、その辺について伺いたいと思います。

**○小松広典学校教育課長** デジタルドリルの関係、全部ですね。デジタルドリルにつきましては、通常の紙ベースのドリルが端末の画面上に表示されて、そこに回答を記入していくような形になりますけれども、デジタルドリルでいきますと、通常の授業でいきますと、週末段階において、学習の習熟度を図る上で、練習問題を解く場面がまず考えられます。

それから、朝学習や放課後の授業外の学習や、自宅等に持ち帰って学習することも想定されます。

反対に先生がですね、児童生徒の学習状況や進捗状況というところも把握できることが容易になります。

また、子供自身がスムーズに解けたか、得意な問題なのか、つまずきのあった苦手な問題を把握して、学習の改善につなげるという活用も期待できるところでございます。

指導者用のデジタル教科書につきましては、先ほど説明させていただきましたけれども、児童生徒が使用するデジタル教科書という部分はまた別なのですが、指導者用のデジタル教科書には、アニメーションや動画等の素材が含まれておりまして、文字だけではイメージを測りにくいものにつきまして、指導者用デジタル教科書では、こうした素材が教科書と連携していますので、より充実した授業が展開されるということが期待されます。

指導者用のデジタル教科書のメリットとしては、指導者用のデジタル教科書に含まれる素材というのは、通常先生がですね、探して提示しているというところがあるのですけれども、授業準備にかかる時間も短縮されるのではないかとということです。

また、授業目的の公衆送信補償金につきましては、ICTを活用した教育での著作物利用の円滑化を図るために、これまで認められていた遠隔合同事業以外の公衆送信についても補償金を支払うこと

で、無許可で行うことが可能となるものですので、その辺の活用についても進むのではないかとというふうに考えております。

**○金兵智則委員** そうなってくるとやっぱり、さっきの電子黒板のときもありましたけれども、より積極的に今のクロームブックを持ち帰ってもらって、もう今の子供たち、教科書とか持って帰ってこないのですけれども、クロームブックだけは持って帰ってですね、ということをやっていけば、例えばコロナで急に休校になったときでも対応ができるような形を、来年度つくっていくのかなというふうに想像できるのですけれども、そんな理解でよかったですでしょうか。

**○小松広典学校教育課長** 通常時の持ち帰りにつきましては、学校内、家庭内での活用を想定しまして、積極的に進めていきたいというふうに考えております。

**○金兵智則委員** デジタルドリルって、現在も学校によっては使っていますかね。

どうですかね。

**○小松広典学校教育課長** デジタルドリルにつきましては、今メーカーのほうからですね、お試してお借りしているものを使っているという実態でございます。

**○金兵智則委員** 先日ですかね、小学校がコロナで休校になったときに、クロームブックを取りに行き、家に帰ってきて、問題集がクロームブックの中に入れられ、その上で解答をし、それを先生に返すと、そしてそこで採点してもらおうというのは多分、デジタルドリルなのかなというふうに思うのですけれども、そういうものなのですよ、多分ね。

**○小松広典学校教育課長** はい、そのとおりでございます。

**○金兵智則委員** そうしたら、もう来年度から様々な場面に対応できるというふうに思いますけれども、ただ持って帰るということになればなつたで、またいろいろな問題が起きてくるということも、頭に入れながらいろんな事業を進めていかなければいけないのかなというふうに思いますけれども、やはりせっかくあるもので、どんどんどんどん使えるものですので、積極的に使っていただきたいなというふうに思いますし、それにはやっぱり持って帰ったときのルールですかね、それも必要になってくるのではないかなというふうに思います。

これが持って帰るようになったら、例えば、一つ

の学校で10台も20台も壊れて帰ってきましたってなったら、それだけですごい財政負担になります。

全部持つということになればね。

それが非による故障なのか、わざと壊す人はいないと思いますけれども、各家庭に持っていけば、やっぱり目が届かなくなりますので、その辺のやっぱりルール決めというのにも必要になってくるのかなというふうに思いますけれどもいかがですか。

**○小松広典学校教育課長** 積極的に進めていかなければならないというところもございますけれども、今委員に御助言いただきましたことは想定されることでございますので、ただ、全てを想定して、初めからルールをつくるというの、なかなか難しいものがございますので、実際起きた中での対処としてルール化という形での進め方ということも、一部はあるのかなと認識しつつも、積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

**○金兵智則委員** そうですね、何か問題が起きたらその出てきた課題の中でルールを決めていくと。それまでの間はしようがないので、取りあえず進めることを優先したいという積極的な答弁だったのかなというふうに思いますので、来年度以降いろいろと期待したいなというふうに思います。

以上です。

**○松浦敏司委員長** 他にありませんか。

**○石垣直樹委員** 1点だけ教えてほしいのですけれども、デジタルドリルを購入するのですけれども、出版社はどちらになりますか。

**○小松広典学校教育課長** デジタルドリルをついている会社は複数ございますけれども、その中で網走市内の教科書にあった問題の進め方ができるというところは、一つ条件としたいなというふうに考えております。

今時点で決まっているものではございません。

**○石垣直樹委員** わかりました。

以上です。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、続きまして、議案第1号中、小学校トイレ改修事業、中学校トイレ改修事業について関連がありますので、一括して説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、併せて説明を求めます。

**○小松広典学校教育課長** それでは議案資料の56ペ

ージを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算のうち、小学校施設整備費、小学校トイレ改修事業の歳入歳出予算の補正と、繰越明許費の設定について御説明申し上げます。

補正の理由につきましては、国の補正予算を活用し、南小学校のトイレを追加補正しようとするものでございます。

事業の内容について御説明いたします。

南小学校のトイレについて改修しようとするものでございます。

事業費につきましては、工事請負費として1億4,452万9,000円、財源につきましては、歳出は2の(1)、歳入は2の(2)のとおりでございます。

繰越明許の内訳でございますけれども、本事業につきましては年度内の実施が見込めないため、令和4年度に全額繰り越そうとするものでございます。

次に、議案資料の60ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算のうち、中学校施設整備費、中学校トイレ改修事業の歳入歳出予算の補正と、繰越明許費の設定について御説明申し上げます。

こちら先ほどの小学校と同様に、第一、第二中学校のトイレを改修するものでございます。

補正額につきましては、中学校分として2億3,310万1,000円の増となります。

財源につきましては、歳出は2の(1)、歳入は2の(2)のとおりでございます。

本事業につきましても、中学校につきましても年度内の実施が見込めないため、令和4年度に全額繰り越そうとするものでございます。

説明は以上でございます。

**○松浦敏司委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○石垣直樹委員** 南小学校の、今回改修を行うトイレの数をお示してください。

**○小松広典学校教育課長** 今回改修がですね、対象が48個のトイレを対象としております。

**○石垣直樹委員** 48個のトイレを1億4,400万円で改修するということですが、大体1個のトイレを改修するのに、平均とすると1台300万円かかるということですか。

**○小松広典学校教育課長** 現状のトイレの数が、今48個ということなのでございますけれども、これが実際に改修となりますと、もっと数が少なくなりますので、

単価的にはもうちょっと上がることにはなるのかもしれないですけども、48個あったトイレは、昭和53年と、それから平成5年に、1,000校舎、2,000校舎とありますけれども、それぞれのトイレで設置されております。

その頃の児童生徒数と現在の児童生徒数は、比べても現在は減少している中で、便器数についても、現在の基準に最適化しまして、併せて快適な空間といえますか、そちらを生み出そうとしているものでございますので、数につきましては48個より減る形で考えております。

**○石垣直樹委員** 数は減る、具体的に幾つになるのですか。

**○松浦敏司委員長** 暫時休憩します。

午後5時21分休憩

午後5時25分再開

**○松浦敏司委員長** 再開します。

石垣委員の質問に対する答弁から。

**○小松広典学校教育課長** 南小のトイレの改修でございますけれども、現在48個の便器がございます。

それが改修後には、35個という予定で設計しております。

全部で7か所の改修となります。

改修につきましては、先ほども申しましたけれども、児童生徒数が減少している中で、便器数についても現在の基準に最適化しまして、空間を生み出そうとしております。

また、床についてもですね、湿式から乾式にする改修も含まれておりまして、このような形でトイレ全体を改修するものですから、費用的には高額となっているような状況でございます。

**○石垣直樹委員** 便器便座以外の床についても改修を行うので、高額になっているというところでございますが、湿式から乾式になることで、今までトイレ掃除をしていた方法も異なってくるものなのでしょうか。

**○小松広典学校教育課長** 湿式から乾式にするという目的がですね、従来のタイル、臭いの関係もあるのですけれども、水をまいたりとかしますと、やはり菌とかウイルスというのが飛散、飛び散るところがございますので、現在衛生上、ドライ方式、乾式というような床が主流となっております。

**○石垣直樹委員** 現在主流のトイレになるということで理解いたしました。

同様に、これは一中、二中に関しても、同じよう

な内容となっておりますか。

**○小松広典学校教育課長** 一中、二中につきましても、同じような形で改修をしようとしているものでございます。

**○石垣直樹委員** ありがとうございます。

一中のトイレを見させていただいたことがあったのですけれども、比較的新しく、改修を行ったのかなと思っていたのですが、一中に関して、以前に改修を行ったのはいつ頃になるのか教えてください。

**○小松広典学校教育課長** 途中ですね、バリアフリー化という改修、一部改修があったかと思えますけれども、一中につきましては、全体的なトイレの改修につきましては、平成2年に建設されておりますけれども、その後1回もしていないような状況でございます。

**○石垣直樹委員** ありがとうございます。

平成2年の建設時に、私は中学校1年生だったのでちょうど思い出しました。

私のほうからは以上でございます。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

**○金兵智則委員** 南小のほう、改修を7か所すると言っていましたけれども、これ何か所のうち7か所なのですか。

**○小松広典学校教育課長** 7か所のトイレを7か所全部改修するという内容でございます。

**○金兵智則委員** そうしたら、南小学校にある全てのトイレを乾式のきれいなトイレにするということ、一中、二中もそうですか。

**○小松広典学校教育課長** 今あるトイレにつきましては、トイレの空間の中で最適化を図っていくというような形で考えております。

ですので、今あるトイレの部屋、箇所につきましては、全て改修していくような形で考えております。

**○金兵智則委員** わかりました。

学校のトイレが全てきれいになるのだなということで理解をしたいなというふうに思いますけれども、ちなみにお伺いしますけれども、潮見小は違いましたよね。全てのトイレはやっていないですよ。全てのトイレ、きれいになりましたっけ。

**○小松広典学校教育課長** 利用頻度を考えまして、倉庫に改修したトイレもございます。

**○金兵智則委員** ということは、それ以外は全てきれいになったということなのですね。

トイレを潰したものの以外は、全て改修されたのですよね、そうしたら。

○小松広典学校教育課長 トイレとして使っていた空間、場所につきましては、改修したという認識しております。

○金兵智則委員 わかりました。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、続きまして、議案第1号中、小学校改修事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、併せて説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 それでは議案資料の57ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算のうち、小学校施設整備費、小学校改修事業の歳入歳出予算の補正と、繰越明許費の設定について御説明申し上げます。

補正の理由につきましては、呼人小中学校に昇降機を設置するため、追加補正しようとするものでございます。

事業の内容について御説明いたします。

在籍する児童が、車椅子により1階2階を行き来し学校生活を送ることができるよう、小型エレベーターを設置しようとするものでございます。

事業費につきましては、工事請負費として1,826万円、財源につきましては、歳出が2の(1)、歳入が2の(2)のとおりでございます。

なお、年度内に事業の完了が見込めないため、事業費の全額を翌年度に繰越しするものでございます。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○石垣直樹委員 呼人小中学校では、現在車椅子の方は何名いらっしゃるのですか。

○小松広典学校教育課長 今現在はおりませんが、児童の病気が進行しまして、今後、車椅子での利用が見込まれるということでございます。

○石垣直樹委員 今後の利用が見込まれるということは理解いたしました。

小型エレベーターを設置するということですが、よくあるのは階段につけるエスカレーター式のもあると思うのですが、恐らく検討した結果、エレベーターという結論に至ったと思うのですが、その選択に至った経緯とかございますか。

○小松広典学校教育課長 階段昇降機というのでしょうか、階段昇降型の昇降機をですね、検討したところでございますけれども、構造上設置ができなかったため、エレベーターということで設置することとした次第でございます。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

○金兵智則委員 1点だけ、これはいつ行われて、いつから使えるようになるのか、それが間に合うのか、間に合わないのかお伺いしたいと思います。

○小松広典学校教育課長 エレベーターなわけですが、やはり半導体の影響があるということでお聞きしております。

できるだけ早くに設置できるよう、情報を集めていきたいというふうには考えておりますけれども、この児童の車椅子がですね、一応6月に納入されるという予定で聞いておりますが、やはり半導体の影響で、それから6か月もどうかというふうに聞いておりますので、実際ちょっと間に合わない可能性もございます。

その場合につきましては、暫定的にですね、1階の教室を教室として使うとか、そのような形で、それまでの間、何とか対応したいというふうに考えております。

○金兵智則委員 若干ちょっと間に合わない可能性があるかと。

ただ、間に合わないことを前提に対応方法については、教育委員会のほうでしっかりと考えているということで理解をしたいというふうに思います。

以上です。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、続きまして、議案第1号中、中学校改修事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、併せて説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 議案資料の61ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算のうち、中学校施設整備費、中学校改修事業の歳入歳出予算の補正と、繰越明許費の設定について御説明申し上げます。

補正の理由につきましては、国の補正予算を活用し、老朽化した第二中学校の屋体屋根等を改修するため、追加補正しようとするものでございます。

事業の内容について御説明いたします。

昨年12月1日の暴風により、老朽していた第二中



学校屋体の屋根が複数剥がれたため、屋体屋根と外壁などを合わせて改修しようとするものでございます。

事業費につきましては、工事請負費として4,928万円、財源につきましては、歳出は2の(1)、歳入は2の(2)のとおりでございます。

なお、年度内に事業の完了が見込めないため、事業費の全額を翌年度に繰越ししようとするものでございます。

説明は以上でございます。

**○松浦敏司委員長** それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、議案第1号中、オホーツク・文化交流センターオンライン予約事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、併せて説明を求めます。

**○岩尾弘敏社会教育課長** 議案資料の62ページを御覧ください。

令和3年度一般会計社会教育施設費補正予算、オホーツク・文化交流センターオンライン予約事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。国の交付金を活用し、オンラインで施設の利用予約ができるシステムを導入するため、委託料、使用料及び賃借料及び備品購入費を追加補正するもので、事業の完了が見込めないことから、事業費の全額を翌年度に繰越しするものです。

2の補正額であります。1の歳出予算については、補正額457万2,000円を追加し、財源内訳は国庫補助金228万6,000円、一般財源228万6,000円で補正後の額が457万2,000円となります。

(2)歳入予算については、教育費国庫補助金、オホーツク・文化交流センターオンライン予約事業交付金228万6,000円を追加し、補正後の額は228万6,000円となります。

3の繰越明許費の内訳は、金額457万2,000円の全額を翌年度に繰り越すもので、財源内訳は記載のとおりです。

以上でございます。

**○松浦敏司委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○石垣直樹委員** エコーセンターの予約が、ウェブ

サイト上でできるようになるシステムだと思いますが、今までこのエコーセンターのほうにネットで予約できるようにしてほしいとか、ネットで予約できないのという問い合わせはありましたでしょうか。

**○岩尾弘敏社会教育課長** 少数でございますがありました。

**○石垣直樹委員** ありがとうございます。

そういった声があった中で、今回システムを導入するということですが、このシステムを導入することで、各教室とかそれぞれの稼働率はどのように影響するとお考えですか。

お示してください。

**○岩尾弘敏社会教育課長** 利用者にとってはですね、利用しやすくなると思っていまして、エコーセンターは生涯学習施設ということで、団体ですか学習サークルが、あらかじめ登録をして利用させていただいております。

そういった団体がですね、月1回以上利用しているわけなのですが、あらかじめネットで予約できることによって利用しやすくなる、利用率といったものですね、ちょっと数字については、具体的な検証はしていませんが、利用しやすくなるということがあると思います。

**○石垣直樹委員** わかりました。

予約の手法が一つ増えたということで理解いたしました。

以上です。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

**○金兵智則委員** お伺いしたいと思っておりますけれども、先ほどコミュニティーセンターのところでもお伺いしたのですが、それと同じだということも聞いていたので、IDの取得が必要で、10月からということのをさっき聞いていたのですが、エコーセンターも一緒ですかね。

**○岩尾弘敏社会教育課長** 市民活動推進課で取り組む、コミュニティーセンターと同じシステム導入を予定しておりまして、稼働については10月を予定しております。

**○金兵智則委員** 改めて確認ですが、システム使用料は半年分ですので、来年度、再来年以降は、この倍額がかかってくると、1年間でいけば倍額がかかるのだよという理解でよかったですか。

**○岩尾弘敏社会教育課長** システム利用料33万円計上してはいますが、これは半年分ということで、令和5年度以降ですね、1年分の金額、この倍

額程度がかかるというふうに想定しています。

○金兵智則委員 わかりました。

エコーセンターとしても、今までのやり方を継承しながら新たなものも追加するという、例えば電話で言って後からファクスを送ったり、メールを送ったりということをしていたと思うのですけれども、それはやっていくという形でよかったですか。

○岩尾弘敏社会教育課長 今まで、申請書をメール、ファクス等で、送っていただくということがございましたけれども、基本的に、このオンライン予約が便利ですよということを利用者の皆さんにお伝えをして、段々移行していくのですが、従来のやり方もできますということでもあります。

○金兵智則委員 将来的には本当言うと一本化したいけれども、取りあえずは、皆さんの利便性も考えて両方やっていくということなのだと思います。

それでちょっと1点、エコーセンターの場合ですね、いろんなところから利用者が来てですね、キャンセル待ちとかというの、もしここが空いたら入れといてもらいたいとかということ、できたのかどうかわからないですけれども、そういうことって今までありましたか。

○岩尾弘敏社会教育課長 キャンセル待ちというか、仮に予約するというケースもありますけれども、基本的に仮に予約した場合には、キャンセル料というのが規定でかかってくるというわけですので、既定の期間内にキャンセルしない場合は、キャンセル料がかかるということで、そういったお客さんも実際には利用される方もいらっしゃいます。

○金兵智則委員 オンライン予約をしていく中で、もし空いたら入りたいとかという、キャンセル待ちではないですけれども、2番予約みたいなのはできるのですか。

○岩尾弘敏社会教育課長 予約が入っているか入っていないかという状況がネット上で見られるのですけれども、IDを登録された方は、そこは予約ができる状態になっています。

ただ、全て押さえておくということではできないというような仕様にしようというふうに考えていますので、全部押さえてしまうということではできないと、そこは制限をかけるという対応にしたいと思います。

○金兵智則委員 そうしたら、例えばもう予約入っているのは見えているけれども、どうしてもこの時間、この大きさのものが欲しいのだから、例えばで

すよ、もうちょっと広い部屋も取ります、ただ、ここまで広い部屋はいらないのだよね、この小さい部屋がもし空くのならばこっちにも入れておきたいのだから、2か所ぐらいならいけるということなのですか。

○岩尾弘敏社会教育課長 両方押さえておくということは考えられるのですけれども、キャンセル料というのは当然規定がございますので、それに応じた形の対応になるかと思います。

○金兵智則委員 両方押さえておくことではできると思うのですけれども、両方ではなくて、片方は部屋を押さえましたよと、片方は2番予約みたいなことができるのですかということですか。

キャンセル待ちみたいなことができるのかなというお話なのですけれども。

○岩尾弘敏社会教育課長 今の機械的なルールでいうと、それはできないということになります。

○金兵智則委員 このシステムの中では、2番目のキャンセル待ち予約みたいなシステムはないということの理解でよかったですか。

○岩尾弘敏社会教育課長 委員おっしゃるとおりです。

○金兵智則委員 そしたら、キャンセルされて、空いた瞬間を狙うしかないということなのかなというふうに思います。

それとですね、ほかのところにはないものが1点あるので、来館者手続用タブレット購入費というのがあるので、これは何をするためのものなのですか。

○岩尾弘敏社会教育課長 これは、2階の事務所に備えつけておまして、実際に、このサービスが始まったら、これを体験してもらおうとか、紙で持ってこられる方がいらっしゃいましたら、こういうシステムもありますよということを御紹介して、IDを登録してもらおうということ。

実際そこで登録もできますので、サークル、タブレットをお持ちでない方とか、そういった方がここで登録をできるというための、貸し出し用のタブレットです。

○金兵智則委員 2階のあそこの窓口のところで、今まで紙とかを提出しに来ていた方用に、タブレットを置いておいて、そこで紙を持ってきた人は、そこでやってもらうのですか。

体験してもらおうということは別にやってもやらなくても構わないと。

できればやってもらいたいがために、そこにタブレットを置いておくのですか。

**○岩尾弘敏社会教育課長** これ導入当初はですね、結構エコセンターは高齢の方もいらっしゃいますので、そちらを見ていただいて、こういうことができますよと。

高齢の方でもタブレット、スマートフォンを持ってらっしゃる方もいらっしゃいますので、こういうことができますということを、職員から説明するというようなことに使うことになります。

**○金兵智則委員** そしたら、そのためだけなのですね。

何か行ったら、エコセンターの場合は部屋入りしましたよとかということに使うわけではなくて、オンライン予約を普及させるために、そこに1台購入をして置いておくよと。

そのため専用のタブレットをそこに1台を置くということなのですね。

ほかの運用方法はなく、そのお試しをしてもらうために置いておくものなのですね。

**○岩尾弘敏社会教育課長** 基本的にはその事務所で見てもらうのですけれども、例えばサークルですとか、団体登録をされる、100団体程度あるのですけれども、そういったところの説明会をですね、行おうと思っていますので、そういったところで実際に触ってもらうということで考えております。

**○金兵智則委員** ですから、オンライン予約していないところには、オンライン予約をしてもらいたいということを進めるために使うタブレットであって、ほかの運用方法はないということなのですかと聞いているのですけれども。

**○岩尾弘敏社会教育課長** 汎用的に使われるタブレットなので、ほかの使い方ですることはできるのですけれども、基本的にはその目的のためのものということですよ。

**○金兵智則委員** そうですか。

別にこの分だけ6万6,000円ですから、何ともあれですけれども、必要なのですかね、それ。

もっとやり方があるのではないかなと思うのですけれども、いや、必要だとおっしゃられるなら、それはそれであれですけれども、何かもっとやり方があるのではないかなと思うのですけれども、そんなものですかね。

**○岩尾弘敏社会教育課長** エコセンターは今、パソコンは職員が使っている、1階の案内で使ってい

るものがあるのですけれども、それは基本的には職員用ですので、タブレットをお持ちでない、スマートフォンをお持ちでないという方はまだたくさんいらっしゃいますので、そういった普及啓発用だというふうに考えております。

**○金兵智則委員** だってスマートフォンを持っていない方、オンライン予約できないのですよね、だってね。

そこでやったところで、次からではやれるかっていったら、やれないのですよね。

お持ちでない方なので。

わざわざ結局来てもらって、またそこでやらしてもらおう、タブレットが置いてあるから、そこでやらしてもらおうということですよ。

**○岩尾弘敏社会教育課長** DXということで、デジタルをですね、普及していこうということでございますので、スマートフォンの講座やなんかも市民活動のほうで考えているということでございますので、そういったものを普及啓発用というふうにお考えいただければと思います。

**○金兵智則委員** わかりました。

どこかの場面でどのような活用されたのか、改めて聞きたいなというふうに思います。

以上です。

**○松浦敏司委員長** ほかにありませんか。

**○石垣直樹委員** 1点だけ確認なのですけれども、現在、エコセンターのウェブサイトというのが、市のウェブサイト中にあるものしかないと思うのですけれども、そこから予約画面に行くというような形なのでしょうか。

ちょっと、現状でもちょっとエコセンターの情報がわかりづらい中で、そこにさらに予約のものが増えてくるとなると、使いづらいのかなと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

**○岩尾弘敏社会教育課長** 現在のホームページ、市の全体のサイトの中で、エコセンターのホームページも入っているのですけれども、それとは別にですね、これを行うサービス会社のほうでつくっているポータルサイトから、網走市の公共施設予約のページができるということです。

リンクする形で、それが市のホームページにバナーをつくって、そこから入っていただくという形になるかと思います。

**○松浦敏司委員長** 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、学校教育部、社会教育部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

これで文教民生委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後5時52分閉会

---